

第1014回教育委員会

平成27年8月20日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 平成27年度全国高等学校総合体育大会の結果について

(スポーツ保健課)

(2) 第97回全国高等学校野球選手権大会の結果について (スポーツ保健課)

(3) 山形県学力等調査の実施について (義務教育課)

(4) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況調査の報告について (義務教育課特別支援教育室)

5 議 題

議第1号 山形県立特別支援学校の小学部及び中学部における平成28年度使用教科用図書の採択について (義務教育課特別支援教育室)

議第2号 山形県立中学校・高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成28年度使用教科用図書の採択について
(高校教育課/義務教育課特別支援教育室)

議第3号 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について (高校教育課)

議第4号 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)

議第5号 山形県立高等学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (総務課)

議第6号 山形県立中学校管理運営規則の設定について (総務課教職員室)

議第7号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)

議第8号 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について (総務課教職員室)

議第9号 平成29年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針について (高校教育課高校改革推進室)

議第10号 平成28年度山形県立東桜学館中学校入学者募集について (高校教育課高校改革推進室)

議第11号 平成28年度公立学校教職員人事異動方針について (総務課教職員室)

議第12号 教職員の人事について (総務課教職員室)

6 閉 会

平成27年度 全国高等学校総合体育大会 夏季大会 入賞結果一覧

- 1 大会期間 平成27年 7月28日(火)～ 8月20日(木)
 2 開催地 和歌山県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県
 3 参加者数

本部役員	監督等	男子選手 含：マネージャー等	女子選手 含：マネージャー等	合計
5(5)	137(128)	284(286)	251(246)	677(665)
		535(532)		

8月19日(水)現在

4 入賞者一覧

順位	男子						女子						
	競技名	種目	氏名	学年	学校	記録	競技名	種目	氏名	学年	学校	記録	
優勝	アーチェリー	団体	鶴岡南										
	カヌー	カヤックペア :200m	白田 隆之	3	谷地	38秒917							
			縄 空	2		1分44秒802							
		カヤックフォア :200m	白田 隆之	3	谷地	40秒951							
			縄 空	2									
	カヤックフォア :500m	白田 和豊	3	谷地	1分36秒180								
		菊池 憲斗	2										
	カヌー	カナディアンシングル :200m	志田駿太郎	2	寒河江	45秒119	陸上競技	走幅跳	高橋かおり	3	九里学園	5m98	
		学校対抗	谷地			38点	カヌー	カヤックペア :200m	齋藤 由佳	3	寒河江	44秒947	
						カヤックペア :500m		増川 かな	2	寒河江		2分2秒449	
2位						学校対抗	寒河江			20点			
3位	カヌー	カヤックシングル :500m	菊池 憲斗	2	谷地	1分51秒501	カヌー	カヤックフォア :500m	武田 舞	3	谷地	1分50秒243	
									吉見 優華	2			
4位						陸上競技	5000m 競歩	嶋田 千里	3	山形城北	24分0秒87		
						カヌー	カヤックシングル :200m	増川 かな	2	寒河江	48秒237		
						カヌー	カヤックフォア :200m	武田 舞	3	谷地	1分50秒243		
					吉見 優華			2					
								吉田 衣玖	2				
5位	陸上競技	三段跳	柏倉 康平	3	楯岡	14m95	ソフトボール		上山明新館				
	卓球	団体	鶴岡東										
	柔道	100kg級	後藤 昌毅	3	山形工業								
	剣道	団体	酒田光陵										
	水球		山形工業										
	レスリング	66kg級	赤荻 蘭丸	3	米沢工業								
6位						フェンシング	フルーレ	高田 真帆	2	米沢興譲館			
7位	陸上競技	3000m障害	佐々木 守	3	山形中央	9分7秒82	弓道	団体	谷地				
	登山	村山産業			96.7								
8位	陸上競技	200m	齋藤 諒平	1	九里学園	21秒68	陸上競技	100mH	根木真理子	3	九里学園	14秒13	
		円盤投	松田 知利	2	庄内総合	44m17	競泳	100m 背泳ぎ	古林 穂菜	3	日大山形	1分3秒90	
	ボート	シングルスカル	是谷 有輝	3	酒田東	4分31秒15	弓道	個人	梅津 光	2	楯岡		
						カヌー	カヤックシングル :500m	増川 かな	2	寒河江	2分12秒184		
入賞数計	19 (昨年度…23)						15 (昨年度…17)						
	34 (昨年度…40)												
内訳	1位…5(13) / 2位…6(2) / 3位…2(3) / 4位…3(3) / 5位…7(11) / 6位…1(4) / 7位…3(3) / 8位…7(1)												

※ () 内数字は、昨年度実績

第97回全国高等学校野球選手権大会の結果について

本県代表：鶴岡東高等学校（4年ぶり4回目の出場）

鶴岡東高校は2回戦からの登場で、鳥取城北高校（鳥取代表）と対戦、2回にホームランによる先取点を奪い、7回には2本のタイムリーヒットで4得点するなど、常に先手を取り有利に試合を進め、16安打9得点をあげて甲子園初勝利を収めた。

3回戦の花咲徳栄高校（埼玉県代表）との対戦は、双方譲らぬ投手戦となり、序盤、中盤に再三出塁しチャンスをつかむもののあと一本の決定打が出ず、7回の1失点が決勝点となり、鶴岡東高校が接戦の末に敗退した。

2回戦 8月11日（火） 鶴岡東 9 — 6 鳥取城北（鳥取）

※鶴岡東高校が夏の甲子園初勝利

校名 \ 回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	H
鶴岡東	0	1	0	1	3	0	4	0	0	9	16
鳥取城北	0	0	1	0	2	0	1	2	0	6	7

3回戦 8月15日（土） 鶴岡東 0 — 1 花咲徳栄高校（埼玉）

※本県代表は、昨年の山形中央高校に続いて2年連続でベスト16の成績を収めた。

校名 \ 回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	H
鶴岡東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
花咲徳栄	0	0	0	0	0	0	1	0	×	1	6

平成28年度 探究型学習の推進に係る 山形県学力等調査（仮称）の概要〈案〉

平成27年8月 山形県教育委員会

1 調査の目的・趣旨

第6次山形県教育振興計画では、「社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する」という基本方針のもと、主な取組みの一つとして、小・中・高等学校を通じた探究型学習の推進と評価・検証が位置付けられている。

探究型学習に係る学力・学習の状況を把握し、児童生徒が自分の学力・学習の状況を理解する一助とすることや、各学校における授業と指導の改善につなげるため、山形県学力等調査を実施する。

探究型学習においては、教科の枠を超えて持っている知識・技能等を活用しながら課題解決できる、より高い思考力・判断力・表現力や、主体的に学習に取り組む態度を育成することをねらいとしている。このことから、学力調査については、教科の枠を超えても知識・技能を活用することができる思考力・判断力・表現力等を評価するものとなるよう、主として、教科横断的な「合教科型」の問題や特定の教科の枠を超えた「総合型」の問題を出題する予定である。また、質問紙等の調査も一緒に実施し、探究型学習に係る学ぶ意欲や学び方等の実態も把握していく。

平成28年度の調査については、探究型学習で育てたい思考力・判断力・表現力及び学習状況について、児童生徒の実態を把握することを主たるねらいとし、その後、探究型学習推進による成果を評価していく。

2 調査の対象

山形県内の公立・国立の小・中学校の以下の学年の児童生徒について、原則として全員を調査の対象とする。

ア 小学校調査 小学校第5学年

イ 中学校調査 中学校第2学年

山形県内の特別支援学校の以下の学年の児童生徒については、配慮によって調査が可能であり、学校から希望があった場合に、調査の対象とする。

ア 小学校調査 特別支援学校小学部第5学年

イ 中学校調査 特別支援学校中学部第2学年

3 調査実施日

平成28年10月5日（水）を実施日とし、実施できない場合には、その週における前後いずれかの日に実施する。

4 調査問題の概要と調査の実施時間

（1）概要

小学校5年生対象の調査	中学校2年生対象の調査
次のように、大問を4題出題する。 〔国語・社会・算数・理科の4教科を合わせた〕合教科型 1題 〔国語・社会〕の合教科型 1題 〔算数・理科〕の合教科型 1題 〔特定の教科の枠を超えた〕総合型 1題	次のように、大問を5題出題する。 〔国語・社会・数学・理科・英語の5教科を合わせた〕合教科型 1題 〔国語・社会〕の合教科型 1題 〔数学・理科〕の合教科型 1題 〔英語〕単独 1題 〔特定の教科の枠を超えた〕総合型 1題

(2) 実施時間

小学校5年生対象の調査	中学校2年生対象の調査
説明 10分 学力調査Ⅰ 50分 [4教科]の合教科型 20分めど [国語・社会]の合教科型 15分めど [算数・理科]の合教科型 15分めど 休憩 10分 学力調査Ⅱ・学習状況調査 30分 [特定の教科の枠を超えた] 総合型 20分めど [学習状況調査] 10分	説明 10分 学力調査Ⅰ 55分 [国語・社会]の合教科型 20分めど [数学・理科]の合教科型 20分めど [英語]単独 15分めど 休憩 10分 学力調査Ⅱ・学習状況調査 50分 [5教科]の合教科型 20分めど [特定の教科の枠を超えた] 総合型 20分めど [学習状況調査] 10分

5 調査実施に関するスケジュール (予定)

28年度	山形県教育委員会等(※1)	設置管理者(市町教委等)	学校
4月	実施要項の通知	実施要項の受領・周知	実施要項の受領・周知
5月	調査参加の意向照会 実施要項の遵守確認(※2)	参加の意向・実施 要項の遵守を回答(※2)	
9月	調査マニュアル作成・配布 調査資材等配送	調査マニュアル受領・周知	調査マニュアル受領・周知 調査資材等受領・保管
10月	調査実施 平成28年10月5日(水)		
	調査資材等の回収		調査資材等の回収
1月	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領
3月	調査報告書の作成・提供	調査報告書の受領	調査報告書の受領

(※1) 山形県教育委員会等には、山形県教育委員会が委託した民間機関を含む。

(※2) 学力等調査への参加主体は「市町村教育委員会」等であり、調査参加の意向を照会する。

6 調査結果の取扱い

(1) 調査結果等の公表

山形県教育委員会は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。
山形県教育委員会が公表する調査結果については、公表後速やかに、山形県教育委員会ホームページに掲載する(山形県教育委員会による調査結果の公表体系は別紙4)。

(2) 調査結果等の提供

山形県教育委員会による、市町村教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 市町村教育委員会向け

- ・ 問、大問ごと、全問の正答率
(県平均、当該教育委員会の平均、当該教育委員会が所管する各学校の平均)
- ・ 記述問題の解答類型別反応率、選択肢問題の誤答分析、独自観点別正答率、学習状況調査用質問への回答集計
(県、当該教育委員会、当該教育委員会が所管する各学校の結果)
- ・ 成績結果についてのコメント

イ 学校向け

- ・問、大問ごと、全問の正答率
(県平均、当該教育委員会の平均、当該学校の平均、当該学校の学級別平均)
- ・記述問題の解答類型別反応率、選択肢問題の誤答分析、独自観点別正答率、学習状況調査用質問への回答集計
(県、当該教育委員会、当該学校、当該学校の学級別の結果)
- ・成績結果についてのコメント
- ・個人成績一覧
(県平均正答率、学校平均正答率、学級平均正答率、個人向けのコメント付き)
- ・個人成績票

ウ 個人向け(個人成績票)

- ・問ごとに、◎(正答)、○(準正答)、×(誤答)、－(無回答)を示す
- ・問ごとに、問の説明(教科領域による内容、独自観点による問う力)を載せる
- ・問ごとの正答率(県平均)大問ごと・全問の正答率(個人、県平均)
- ・独自観点に基づくコメント

※個人向けの帳票に、成績の順位は示さない。

(3) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の学力・学習状況の把握・改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

※調査結果の公表については、全国学力・学習状況調査の公表に係る内容に基づき、以下のとおりとする。

(ア) 山形県教育委員会においては、下記に示すものと調査報告書に示すもののほかは、公表しない。

山形県教育委員会は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。山形県教育委員会が公表する調査結果については、公表後速やかに、山形県教育委員会ホームページに掲載する。

ア 学力調査用問題・学習状況調査用質問

イ 調査の目的の達成に資する分析

- ・問ごとの県平均正答率
- ・大問ごとの県平均正答率
- ・全問の県平均正答率
- ・記述問題の解答類型一覧及び県全体の反応率
- ・選択肢問題の県全体の誤答分析
- ・県全体の独自観点別正答率
- ・学習状況調査用質問への県全体の回答集計
- ・その他、調査の目的の達成に資する分析

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能である。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表を行うこと(学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)については、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に配慮し、行わないことが望ましい。
諸事情により、設置管理する学校の状況について、設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは、学校の同意を得た場合に限り、(エ)に基づき、可能である。
自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能である。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
 - ② 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
 - ③ (イ) ②に基づき、市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う市町村教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
また、市町村教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について当該学校と事前に十分相談すること。
なお、平均正答数や平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
 - ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

イ 山形県教育委員会が公表する内容以外の調査結果の取扱い

- (ア) 山形県教育委員会は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び県民の理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全県的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
- (イ) 各市町村教育委員会等、山形県教育委員会から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に、下記のことを十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う市町村教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
また、市町村教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について、当該学校と事前に十分相談すること。なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

小学校 [4教科] 合教科型問題 (イメージ)

- 1 たかしさんの学級では、総合的な学習の時間に、「山形県のいも煮^に博士になろう」というテーマで、次のA～Cのグループに分かれて学習することになりました。あとの1～3の問いに答えましょう。

Aグループ
いも煮の調理の仕方について調べよう

Bグループ
いも煮の歴史について調べよう

Cグループ
いも煮の食材について調べよう

- 1 Aグループでは、いも煮の調理の仕方を調べるために、地域^{ちいき}に住む料理研究家の山本^{ほうもん}さんを訪問し、インタビューをしました。次は、録音してきた山本さんの説明を文章にしたものです。

<山本さんの説明>

いも煮の作り方は、地域や過程によって、使う材料や味付けに違いがあり、それぞれに工夫やこだわりがあります。今日は、内陸地方でよく食べられているいも煮の作り方を説明します。

4人分の必要な材料は、サトイモ 1 kg、うす切りの牛肉 600 g、長ねぎ 4本、こんにゃく 2枚、しょうゆ 100 mL、さとう 30～50 g、酒 50 mL、水 800 mLです。

まず、材料の下ごしらえをします。サトイモは、水あらいし食べやすい大きさに切っておきます。こんにゃくは、一口で食べられる大きさに手でちぎっておきます。長ねぎは、大きくななめに切っておきます。そして、牛肉は、4～5 cmに切っておきます。

次に、なべにサトイモ、こんにゃく、分量の水としょうゆ 30 mL ぐらいを入れて火にかけます。最初にしょうゆを入れるのは、サトイモのぬめりをおさえ、煮くずれしないようにするためです。そして、煮立ったら火を中火ぐらいにして、残りのしょうゆと、分量の酒とさとうを入れます。

ここで、サトイモがやわらかくなっているか、はしをさすなどして確かめます。やわらかくなっていたら、牛肉を入れてアクを取りながらさらに煮ます。

最後に、味を見ながらしょうゆや酒、さとうを足し、好みの味にしていき、長ねぎを入れひと煮立ちさせて味をととのえます。

以上が、内陸地方でよく食べられているいも煮^{しょうない}の作り方です。庄内^{しょうない}地方は、みそ味でぶた肉が入ります。機械があつたら庄内地方のいも煮にもチャレンジしてください。

- (1) 山本さんの説明の文章を読んだみゆきさんから、まちがった漢字を使った熟語^{じゅくご}が2つあると言われました。その2つを見つけて、まちがった漢字を正しく直した熟語をそれぞれ書きましょう。

(2) 山本さんの説明の文章をもとに、いも煮の作り方を **表1** にまとめました。

表1 の㉗, ㉘にあてはまる言葉や文を、山本さんの説明の文章からぬき出し、それぞれ書きましょう。

表1 いも煮の作り方 (4人分)

材料と分量	サトイモ 1kg, うす切りの牛肉 600g, 長ねぎ 4本, こんにゃく 2枚 しょうゆ 100 mL, さとう 30~50 g, 酒 50 mL, 水 800 mL	
	調理の進め方	調理にかかる およその時間
◆調理の準備をする		10分
① 身じたくをする ② 用具や食器を準備する など		
◆ (㉗) をする		10~15分
① サトイモ … 水あらいし食べやすい大きさに切る ② こんにゃく … 一口で食べられる大きさに手でちぎる ③ 長ねぎ … 大きくななめに切る ④ 牛肉 … 4 ~ 5 cm に切る		
◆煮る・味付けをする		35~40分
① なべにサトイモ, こんにゃく, 分量の水としょうゆ 30 mL ぐらいを入れ, 火にかける ※ 30 mL ぐらいのしょうゆを入れる理由 (㉘) ② 煮立ったら中火ぐらいにして, 残りのしょうゆと, 分量の酒とさとうを入れる ③ サトイモがやわらかくなっているか, はしをさして確かめる ④ 牛肉を入れてアクを取りながらさらに煮る		
◆味をととのえる		5~10分
① 味を見ながらしょうゆや酒, さとうを足し, 好みの味にする ② 長ねぎを入れひと煮立ちさせる		
◆調理の後かたづけをする		15分
① 使った用具を洗う ② ゴミを捨てる など		

(3) **表1** の下線部について、たかしさんの学級では、**表1** をもとに、学校でいも煮を作って給食の時間に食べることにしました。そこで、たかしさんは次のように言いました。



いつから調理の準備を始めれば、給食が始まる時間までに作り終わられるかなあ？

そこで、たかしさんの学校の日課表をもとに、いつから調理の準備を始め、調理の後かたづけを終えれば、給食が始まる時間まで間に合うか考えました。**表2**を見て、最もあてはまるものを、次のア～エから1つ選び、記号で書きましょう。

- ア 2時間目から始めて、中間休みも使って準備する
- イ 中間休みから準備する
- ウ 3時間目から準備する
- エ 4時間目から準備する

表2 たかしさんの学校の日課表の一部

1時間目	8:50～9:35
2時間目	9:40～10:25
中間休み	10:25～10:50
3時間目	10:50～11:35
4時間目	11:40～12:25
給食	12:25～13:10
昼休み	13:10～13:30
清掃 <small>そう</small>	13:30～13:50

(4) みゆきさんが次のように言いました。



表1には、4人分の分量しか示されていないので、学級全体では材料をどれくらい準備すればいいのかなあ？

そこで、**表1**をもとに、次の**表3**のとおり学級30人分の分量を考えました。**表3**の㊵と㊶にそれぞれあてはまる数字を書きましょう。また、㊷は、あとの□の中の言葉に続けて、式と言葉を使って求め方を説明しましょう。

表3 いも煮4人分の分量といも煮30人分の分量

分量 材料	4人分	30人分
サトイモ	1 kg	7.5 kg
牛肉	うす切り 600 g	4.5 kg
長ねぎ	4本	30本
こんにゃく	2枚	(㊵) 枚
しょうゆ	100 mL	750 mL
さとう	30～50 g	225～375 g
酒	50 mL	375 mL
水	800 mL	(㊶) L

4人分の分量を1とみたとき、
()。

2 Bグループでは、いも煮の歴史を調べたところ、山形県では、1600年代の終わりころには、いも煮会が始まっていたと言われていることがわかりました。その時代のできごとや様子を、学級みんなに説明することにしました。次の文章は、説明のための資料の一部です。

<説明のための資料の一部>

島原・天草一揆がおさえられたあと、大きな戦いは、ほぼなくなりました。そして、各地を結ぶ海の航路や街道が整備され交通が発達し、全国から多くの人やものが行き来して大都市に集まり、商業がさかんになりました。こうして、1600年代の終わりころは、(⊕) となりました。

資料の⊕の中に最もあてはまるものを、次のア～エから1つ選び、記号で書きましよう。

- ア 戦国大名が、自分の支配する土地に、戦いに備えた城をつくり、おたがいに勢力を争った時代
- イ 歌舞伎や浮世絵など町人の文化が栄え始め、平和が続く社会が安定していた時代
- ウ 金閣や銀閣が建てられ、お茶を飲む風習が広まったり、生け花がさかんになったりした時代
- エ 天皇との結びつきを強くした一部の有力な貴族が大きな権力をふるい、政治を動かした時代

3 Cグループでは、いも煮の食材の1つであるサトイモには、ジャガイモと同じように、でんぷんがふくまれているのではないかと考えました。そこで、まさおさんは次のような予想を立てました。



ジャガイモのでんぷん調べと同じ方法で実験を行って、同じ結果が得られれば、サトイモにもでんぷんがふくまれていると言えるだろう。

サトイモを使って、まさおさんの予想を確かめる実験の方法を、言葉を使って説明しましょう。また、どのような結果になれば、でんぷんがふくまれているのか書きましよう。

中学校〔国語・社会〕の合教科型問題（イメージ）

- ② あいさんのクラスでは、日本の産業についてテーマを決めて調査することになりました。次は、東北地方の産業について調査したあいさんの班の発表です。下の説明や資料を見て、次の各問いに答えましょう。

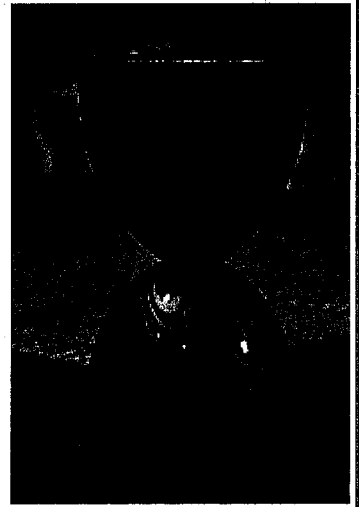
【あいさんの班の発表】

あ い：私達は、東北地方の伝統産業について調査をしました。調査をすすめていくと、右の写真のようなものを見つけました。これは何だと思いませんか。

わたる：これは、キャンドルスタンドです。このキャンドルスタンドをつくるために、①二つの伝統工芸をつくる技を組み合わせているのだそうです。

あ い：②日本独自の文化が生み出した伝統工芸をもとに新たな商品を考え、欧米の生活スタイルに合わせて売り出したのだそうです。

【写真】



- 1 上の【発表】の下線部①について、このキャンドルは「こけしづくり」と「漆器づくり」を組み合わせられて作られています。下の地図を見て、次の問いに答えましょう。

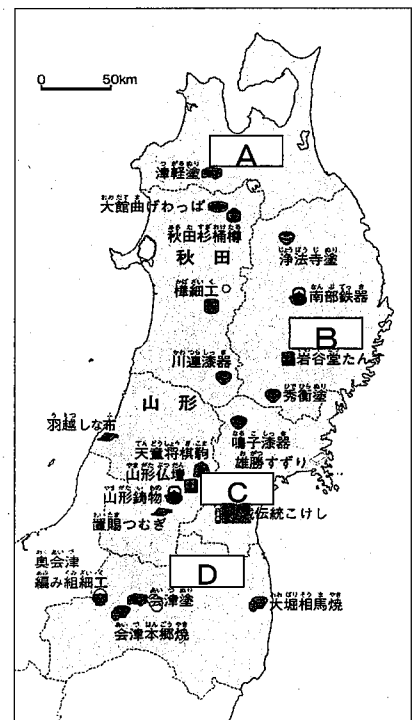
【地図】

- (1) 右は、各班で調べた伝統工芸品を地図上に示したものです。あいさんたちの【発表】の「キャンドルスタンド」のもとになった伝統工芸も、この地図の中に示されています。その県について、次の①、②の各問いに答えなさい。

- ① その位置を、地図の中の ～ の中から一つ選び、記号で答えなさい。
 ② その県の名称を漢字で書きなさい。

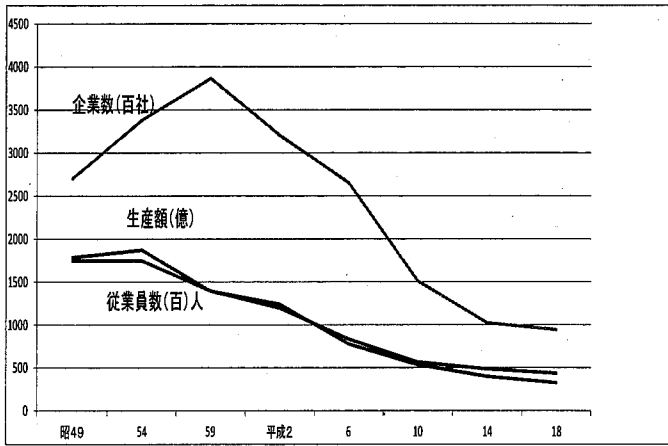
- (2) あいさんたちは、【発表】の下線部②について、このようなことを行った理由を調べていくうちに、次の【グラフ】を見つけました。

新たな商品をデザインしたり、欧米のスタイルに合わせて売り出したりした理由として考えられることを、この【グラフ】から読み取れることをことごとく 含めて、25字以上、30字以内で書きなさい。

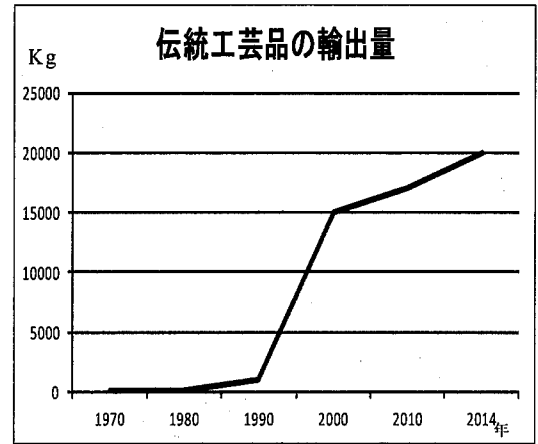


【グラフ】

伝統的工芸品産業の推移



伝統工芸品の海外輸出量の変化



- (3) かなさんの班は、地図の中の「秀衡塗」について調べました。すると、奥州藤原氏と関わりが深いことがわかりました。次は、かなさんの班の発表です。【発表】をもとに次の問いに答えましょう。

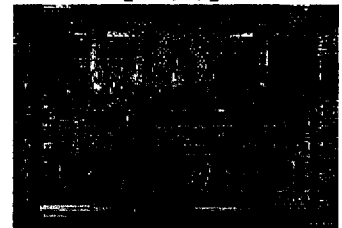
【かなさんの班の発表】

かな：私達は秀衡塗について調べました。奥州藤原氏の秀衡が京都から職人を連れてきてそれを作らせたのがはじまりだそうです。

まこと：奥州藤原氏は平泉でとれる金と大陸との貿易でとても栄えており、世界遺産に指定されている建物もたくさん造られました。

かな：写真は特に有名な中尊寺の金色堂です。
阿弥陀堂があり、当時の人々の信仰が表れています。

【写真】



まこと：しかし、繁栄を極めた奥州藤原氏は、源義経を受け入れたことで、源頼朝と対立し、やがて攻め滅ぼされてしまうのです。

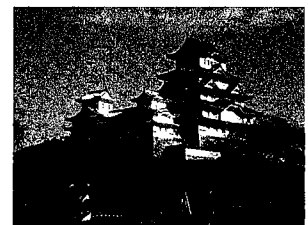
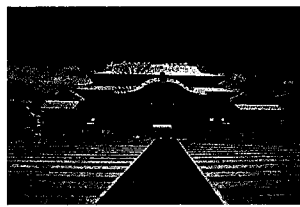
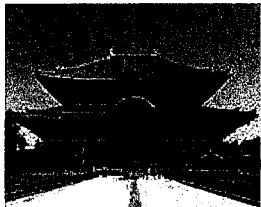
【かなさんの班の発表】中の下線部について、同じようにこの信仰と関わりが深い世界遺産となっている建物を次のア～エから1つ選び、記号で答えましょう。また、そのように判断した理由を簡単に説明しましょう。

ア

イ

ウ

エ



- 2 あいさんたちは、現在の日本では、様々な点で、日本の文化と欧米の文化が混ざり合っていることに気がつき、各自が「日本の文化と欧米の文化の混ざり合い」について、観点を決めて、気がついたことや考えたこと、調べたを、写真や図なども入れて、レポートにまとめることにしました。あいさんは、「洋室」と「和室」に目を向けて、レポートを書くことにしました。次は、【あいさんが書いたレポートの一部】です。これを読んで、あとの問いに答えましょう。

【あいさんが書いたレポートの一部】

日本の文化と欧米の文化の混ざり合い

～「洋室」と「和室」～

平成27年○月○日 1年2組 高田あい

1 「洋室」と「和室」に目を向けた理由

わたしの家には、「洋室」と「和室」があります。このように同じ一つの家の中に「洋室」と「和室」が両方あるのはどうしてなのか、興味をもちました。

2 調べたこと

図書館やインターネットで、「洋室」と「和室」の違いについて調べました。また、住宅展示場に行って、展示場の係の方からお話をうかがいました。

次の写真は、住宅展示場で許可を得て撮影した「洋室」と「和室」の写真です。この二つの写真を比べても、「洋室」と「和室」の違いを、いくつか見てとることができます。

写真1 「洋室」



写真2 「和室」



「洋室」と「和室」の違いについて調べたことを、次の表1にまとめました。

表1 「洋室」と「和室」の違い

「洋室」と「和室」の違い	
① < a >	「洋室」は板張りなどのフローリングであるのに対して、「和室」では畳が使われる。このことによって、部屋の中で使われるものや部屋での過ごし方についても、(I)という違いがあらわれる。
② < b >	「洋室」では基本的にドアが使われるのに対して、「和室」では基本的に引き戸が使われる。
③ < c >	「洋室」では基本的にカーテンが使われるのに対して、「和室」では障子が使われる。
④ < その他 >	客間として使われる「和室」には、「床の間」がある。「床の間」には、書画がかけられたり、花が生けられたりする。「写真2」の奥の右手側につくられているのが「床の間」。

(1) 【あいさんが書いたレポートの一部】の「表1」の〈a〉～〈c〉には、あいさんが分類した視点が入ります。視点の分類として適切なものを、次のア～エの中から一つ選び、記号で答えなさい。

- | | | | |
|---|----------|----------|----------|
| ア | a 光のさえぎり | b 床 | c 入り口 |
| イ | a 床 | b 光のさえぎり | c 入り口 |
| ウ | a 光のさえぎり | b 入り口 | c 床 |
| エ | a 床 | b 入り口 | c 光のさえぎり |

(2) 【あいさんが書いたレポートの一部】の「表1」の(I)に入る適切な説明を、「写真1」「写真2」と自分の体験をふまえて書きなさい。ただし、「洋室」と「和室」を対比する書き方で書くこと。

(3) 【あいさんが書いたレポートの一部】の「2 調べたこと」の書き方について、「写真1」と「写真2」を示したことは、「洋室」と「和室」の違いを「表1」にまとめたこととともに、あいさんが行った工夫の一つです。「写真1」と「写真2」を示したことには、どのような効果がありますか。その効果を説明しましょう。

(4) 次の文章は、【あいさんが書いたレポートの一部】に続けて、「3 まとめ」としてあいさんが書いたものです。これを読んで、あとの問①、②の問いに答えましょう。

ア「洋室」には「洋室」の長所があり、「和室」には「和室」の長所があるので、一軒の家の中に「洋室」と「和室」が両方あることもめずらしくないのだと考えます。

(略)

イ日本人には、自分たちの文化を失うことなく、他国の文化を巧みに取り入れる長所があると言われますが、「洋室」と「和室」を使い分けている点でも、その長所を見てとることができると考えます。

① 下線部ア「「洋室」には「洋室」の長所があり、「和室」には「和室」の長所がある」とありますが、「洋室」か「和室」のどちらか一つを選び、あなた自身の体験もふまえて、どのような長所があるか説明しましょう。ただし、次の条件に合わせて書くこと。

条件

- 60字以上100字以内で書くこと。
- 二つ以上の文で書くこと。
- 「例えば」という語を必ず使うこと。

② 下線部イ「日本人には、自分たちの文化を失うことなく、他国の文化を巧みに取り入れる長所がある」とあるが、その例としてふさわしいと考えられることを、あなたの身のまわりのことの中から、一つ取りあげて書きなさい。

【概要版】

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする 児童生徒への支援状況調査 報告

I. 調査の目的

本調査では、県内の全小・中学校を対象とし、各校の校内委員会で特別な教育的支援が組織的に検討されている児童生徒の「支援状況」を調査することとした。

校内委員会で組織的に検討されている児童生徒に、どのような支援が具体的に行われているのかを把握し、今後の特別支援教育の推進・充実のための基礎資料とする。

II. 調査の方法

1 調査対象

- (1) 県内の市町村立小・中学校全校を対象とする。
- (2) 平成26年11月1日現在、各学校で通常の学級に在籍している児童生徒のうち校内委員会で具体的に特別な教育的支援を検討した児童生徒（経過観察は除く）。

検査数：小学校267校 中学校103校 計370校（分校含む）
児童生徒数：小学校57,389人 中学校31,528人 計88,917人

2 調査内容

通常の学級に在籍し、校内委員会で特別な教育的支援を検討している児童生徒について、調査票配付時点の障がいの状況、及び個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく支援状況等。

3 調査時期 平成26年11月～平成27年1月

4 回答率 100%

III. 調査結果（各学校の在籍児童生徒数等は平成26年11月1日現在）

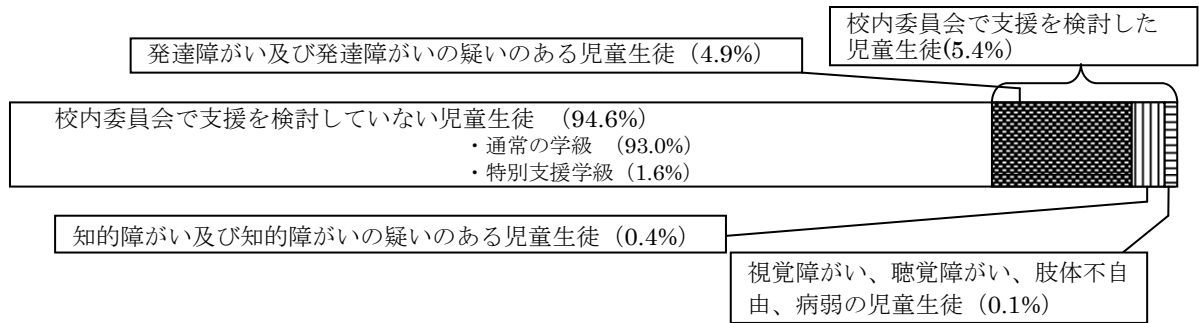
1 通常の学級に在籍し、校内委員会で特別な教育的支援を検討している児童生徒の実態

（以下より「校内委員会で支援を検討している児童生徒」）

(1) 校内委員会で支援を検討している児童生徒について

- ① 県内小・中学校全在籍児童生徒のうち、校内委員会で支援を検討している児童生徒
4,769人 5.4%
小学校 3,358人（5.9%） 中学校 1,411人（4.5%）
- ② ①のうち、知的障がいやその他の障がいを除いた、発達障がい及び発達障がいの可能性のある児童生徒
4,323人 4.9%
小学校 3,013人（5.3%） 中学校 1,310人（4.2%）

図1 在籍児童生徒総数に対して、校内委員会で支援を検討している児童生徒の割合



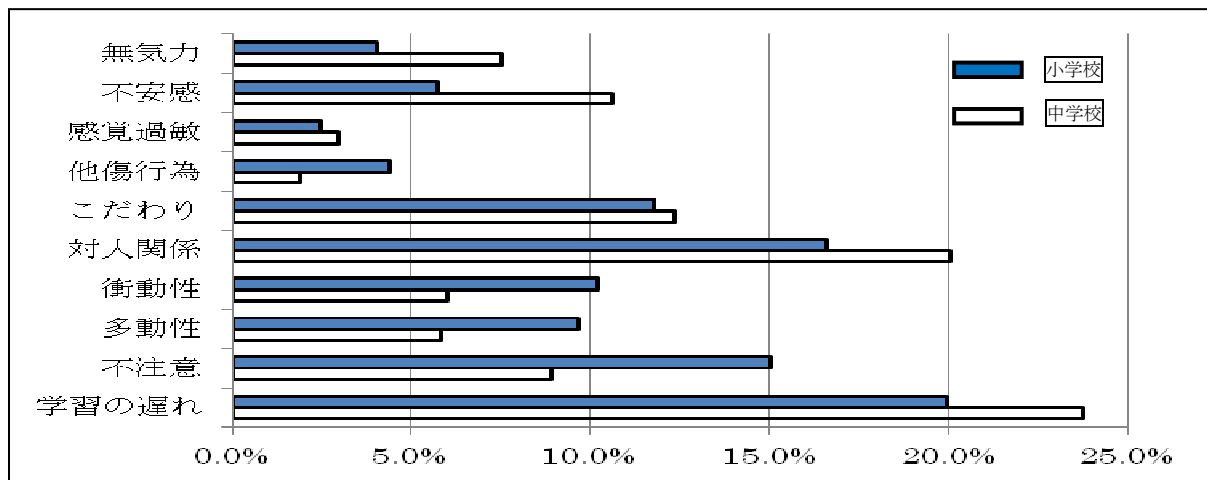
通常の学級に在籍し、校内委員会で支援を検討している児童生徒の割合は全県平均では、5.4%であった。

そのうちの9割は発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒であり、通常の学級では、発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒への対応が課題となっている。校内委員会に名前があがったが、経過観察や学級で対応している児童生徒を含めると、発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒の割合はさらに高くなると考えられる。

発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒のうち約7割の児童生徒は医師の診断を受けていなかったが、学習の遅れや対人関係への対応について、校内委員会での検討を基に、支援にあたっている。

(2) 支援の際に困難を感じていることについて(複数回答)

図2 支援の際に困難を感じていること



学校が支援の際に最も困難を感じていることは、小・中学校とも「学習の遅れ」である。児童生徒の実態に応じた学習方法の工夫等、児童生徒個々のニーズに応じた学習への対応に苦慮している。次に困難を感じているのが「対人関係」である。

「対人関係」のトラブルが生じる要因として、「衝動性」からくる他者への不適切な関わりや「こだわり」からくる集団への参加の難しさ、「不注意」からくる全体指示の理解不足などがあり、個別の対応が必要な場面が多くなっていることが考えられる。

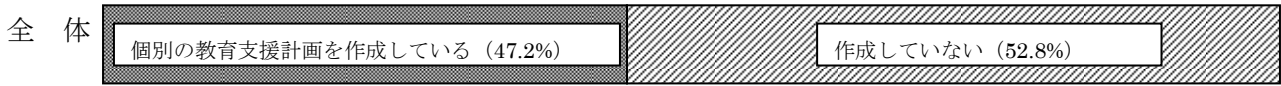
特定の児童生徒の「学習の遅れ」や「対人関係」が学級全体に影響を及ぼし、学級経営に困難が生じているケースも見られる。

また、中学校では、「対人関係」のトラブルや学習の遅れにより、将来の進路、生き方への「不安感」、さらには、自己有用感の低下による「無気力」などへの対応にも困難を感じていた。

2 校内委員会で支援を検討している児童生徒への「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成状況

- 個別の教育支援計画を作成している児童生徒 2,249人 **47.2%**
小学校1,604人(47.8%) 中学校645人(45.7%)

図3-1 個別の教育支援計画の作成状況



- 個別の指導計画を作成している児童生徒 2,747人 **57.6%**
小学校2,118人(63.1%) 中学校629人(44.6%)

図3-2 個別の指導計画の作成状況



通常の学級に在籍し、校内委員会で支援を検討している児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成率は47.2%であり、「個別の指導計画」の作成率は、57.6%である。個別の教育支援計画は、関係機関との連携のツールとして活用されるものであるが、実際の指導場面での対応が先行し、個別の教育支援計画の作成よりも個別の指導計画を優先して作成している現状となっていると考えられる。個別の指導計画は、支援を行う際の必須のものであるが、通常の学級では、必要としている児童生徒の半分程度しか作成されていない現状である。

学校が支援の際に困難を感じている「学習の遅れ」「対人関係」等について、適切な支援を検討するために、まずは個別の指導計画を作成し、その項目や活用について検討する必要がある。

3 早期からの一貫した支援体制

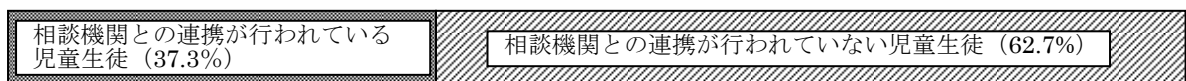
(1) 引継ぎの状況

- 何らかの引継ぎが行われた児童生徒 1,965人 **41.2%**
幼稚園・保育所から小学校への引継ぎ 1,213人(36.1%)
 小学校から中学校への引継ぎ 752人(53.3%)

(2) 相談機関との連携

- 相談機関との連携が行われている児童生徒 1,781人 **37.3%**
小学校 1,351人(40.2%) 中学校 430人(30.5%)

図4 相談機関との連携について



小学校から中学校への引継ぎは半数程度であるが、幼稚園、保育所等からの引継ぎは、1/3程度である。就学時検診や入学前の情報交換などの引継ぎは行われているが、個別の指導計画、個別の教育支援計画等の文書による引継ぎは十分でない。引継ぎの内容と方法、体制等について検討していく必要がある。

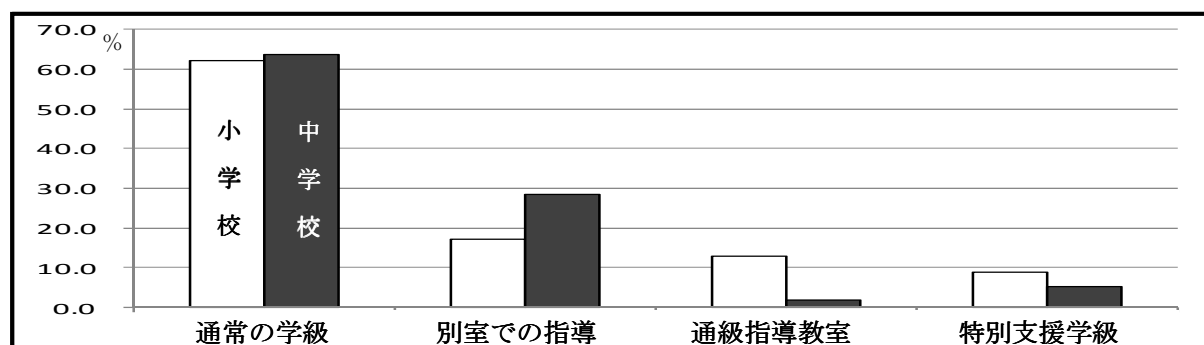
早期からの一貫した支援には、相談機関との連携が重要であるが、小学校40.2%、中学校30.5%となっている。どこに相談して良いのか分からなかったり、医療や福祉からの支援が必要と思われる場合でも、関係者間の合意形成がなかなか図られず、相談機関等につなげることが難しかったりすることもある。相談機関を活用して、教育相談、カウンセリング、医療機関等につなげることができる体制づくりが必要である。

4 校内委員会で支援を検討している児童生徒が必要としている学びの場 (複数回答)

	小・中学校	小学校	中学校
通常の学級	62.6% (2,987人)	62.2% (2,088人)	63.7% (899人)
別室での指導	20.4% (973人)	17.0% (570人)	28.6% (403人)
通級指導教室	9.7% (461人)	13.0% (435人)	1.8% (26人)
特別支援学級	7.7% (369人)	8.8% (294人)	5.3% (75人)

図5 校内委員会が考えた児童生徒に必要な学びの場

(比率: 学校が必要と考える学びの場/校内委員会で支援を検討している児童生徒)



校内委員会で支援を検討している児童生徒について、学校が必要と考えている学びの場は、約6割が通常の学級である。通常の学級での支援、配慮が重要であることが再確認できる。一方、約3割の児童生徒は「別室での指導」「通級指導教室」等が必要だと回答している。また、中学校で特別な支援をしている生徒の2割が30日以上欠席をしていた。これらのことから、第一に通常の学級での支援の改善が必要である。そのうえで、児童生徒個々の状況に応じた個別の対応（多様な学びの場の検討）が求められている。

IV 今後の施策推進の方向性

県教育委員会として、「担任力の育成」「特別支援学級へのさんさんプラン導入」「管理職研修・ミドルリーダー研修における特別支援教育に係わる研修導入」「チーム学校の取組」などを行ってきている。これらを土台に、各学校で一人ひとりの教職員が特別支援教育の理念をさらに深く理解することが大切である。また、今回の調査から、適切な支援を行うために必要な次のことを、一人ひとりの教職員が推進役となり、実践していく必要がある。

- ① 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- ② 早期からの一貫した支援体制の構築
- ③ 通常の学級における支援の工夫
- ④ 子どもに応じた多様な学びの場の確保

今後も、第6次山形県教育振興計画の中間期である5年後をめどに「支援状況」に関する評価、見直し、改善を行うために再調査を行い、全ての児童生徒に必要な支援が行き届くようにしていきたい。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況調査

報告書

平成27年8月
山形県教育委員会

はじめに

平成24年7月の中央教育審議会分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を受け、平成25年9月1日に就学先決定の仕組みの変更や保護者及び専門家の意見聴取の義務の範囲拡大などを主な内容とする学校教育法施行令の一部改正が行われました。また、平成25年10月に文部科学省は「教育支援資料」を公表し、科学的・医学的知見や新たな就学手続の趣旨及び内容、早期からの一貫した支援の重要性を明確にするとともに、市町村教育委員会の就学手続におけるモデルプロセスや具体的な配慮の観点等についても示しています。

本県においては、平成25年12月に「第2次山形県特別支援教育推進プラン」を策定し、今後の施策を示しました。また、平成26年3月には、「教育支援の手引―障がいのある子どもに対する教育支援と就学手続について―」を作成し、本県の特別支援教育の推進を図ってまいりました。

小・中学校に在籍する、生活面・学習面の配慮を必要としている児童生徒においては、様々な困難を抱えている状況があります。県としても、特別支援教育に係る加配や通級指導教室の設置、研修内容の改善等、種々の施策を行っているところです。市町村では地方財政措置による特別支援教育支援員の配置などを進めていますが、十分な体制であるとはいえないのが現状です。今後も関係機関と連携しながら国に地方財政措置の拡充を求めていく必要があります。

今回の調査を通して、「通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要としている児童生徒」に関する支援状況、特に、校内委員会を活用し、学校組織としての支援状況について明らかにすることで、児童生徒個々への支援の充実につなげていきたいと考えております。

本調査にあたっては、各学校、市町村教育委員会、教育事務所から協力をいただき、全ての小中学校から回答いただきました。また、山形県立保健医療大学教授佐竹真一先生からご助言をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

平成27年8月

山形県教育委員会義務教育課長 軽部 賢

－ 目 次 －

はじめに

調査にあたって	1
I 調査の目的	2
II 調査の方法	2
・調査対象、調査内容、調査時期	
III 調査結果	3
1 通常の学級に在籍し、校内委員会で特別な教育的支援を検討している 児童生徒の実態	
2 校内委員会で支援を検討している児童生徒への個別の指導計画の作成状況	
3 早期からの支援体制	
4 校内委員会で支援を検討している児童生徒が必要としている学びの場	
IV 調査に係る学校訪問結果	8
V 考察のまとめ	10
1 校内委員会で支援を検討している児童生徒の実態	
2 校内委員会で支援を検討している児童生徒への支援状況について	
3 早期からの支援体制について	
4 校内委員会で支援を検討している児童生徒が必要としている学びの場	
VI 今後の施策推進の方向性	13
1 個別の指導計画の作成と活用	
2 早期からの支援体制のさらなる構築	
3 子どもに応じた多様な学びの場の充実	

資 料 1 語句説明

資 料 2 調査用紙

おわりに

調査にあたって

この度、本県の独自調査として「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況に関する調査」を実施した。

本県では、平成24年度に「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施している。

前回の調査は、文部科学省が平成23年度に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」と同様のチェックシートを用いての調査で、県内4教育事務所管内の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒の約3%（約3,100人：66校192学級）を対象として行い、以下の調査結果となった。

（文部科学省の調査では、発達障がいの可能性のある児童生徒は全国で6.5%程度の在籍率という結果であった。）

- ① 小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、「学習面」「行動面」で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、学校ごとに大きなばらつきがあり、3/4の学校が5%を中心としたグループに、残り1/4は高いグループにまとまるという分布となった。全体としては前回（6.2%）より高い傾向にあると考えられる。ただし、平均値を求め、それを全体的な実態としてとらえ、前回と比較することは適当ではない。
- ② 小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、何らかの支援を行っている割合は、全国の割合より高い。

項 目	山形県	全国（H24）
現在、いずれかの支援がなされている	72.2%	55.1%

<平成25年12月 第2次山形県特別支援教育推進プランより>

前回調査で支援がなされていた児童生徒について、どのような支援が行われ、どのような課題があるのかを知るために、通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童生徒への、「支援状況」に関する調査を再び行い、どのような具体的な支援が学校で行われているのかを調べることとした。

今回の調査では、①対象を校内委員会で組織的に支援を検討している児童生徒とすること、②全県すべての小・中学校を対象とすること、とした。

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への 支援状況に関する調査」の概要

I 調査の目的

本調査では、県内の全小・中学校を対象とし、各校の校内委員会で特別な教育的支援が組織的に検討されている児童生徒の「支援状況」を調査することとした。

校内委員会で組織的に検討されている児童生徒に、どのような支援が具体的に行われているのかを把握し、今後の特別支援教育の推進・充実のための基礎資料とする。

II 調査の方法

1 調査対象

- (1) 県内の市町村立小・中学校全校を対象とする。
- (2) 平成26年11月1日現在、各学校で通常の学級に在籍している児童生徒のうち校内委員会で具体的に特別な教育的支援を検討した児童生徒（経過観察は除く）。

検 査 数：小学校267校	中学校103校	計370校
		(分校含む)
児童生徒数：小学校57,389人	中学校31,528人	計88,917人

2 調査内容

校内委員会で特別な教育的支援を検討している児童生徒について、調査票配付時点の障がいの状況、及び個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく支援状況等

3 調査時期 平成26年11月～平成27年1月

4 回答率 100%

Ⅲ 調査結果(各学校の在籍児童生徒数等は平成26年11月1日現在)

1 通常の学級に在籍し、校内委員会で特別な教育的支援を検討している児童生徒の実態 (以下より「校内委員会で支援を検討している児童生徒」)

(1)校内委員会で支援を検討している児童生徒について

- ① 県内小・中学校全在籍児童生徒のうち、校内委員会で支援を検討している児童生徒
4,769人 5.4%
小学校 3,358人(5.9%) 中学校 1,411人(4.5%)
- ② ①のうち、知的障がいやその他の障がいを除いた、発達障がい及び発達障がいの可能性のある児童生徒
4,323人 4.9%
小学校 3,013人(5.3%) 中学校 1,310人(4.2%)

図1 在籍児童生徒総数に対して、校内委員会で支援を検討している児童生徒の割合

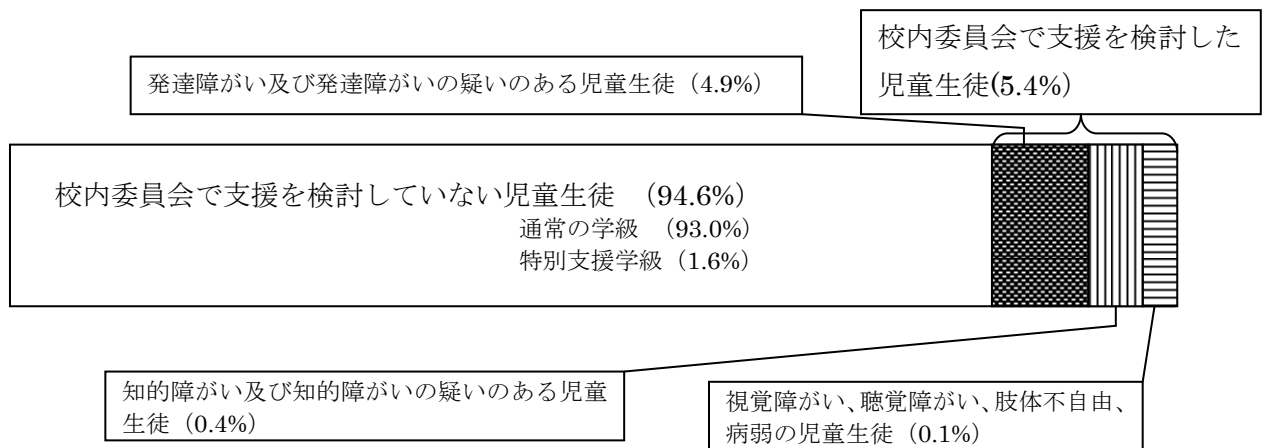
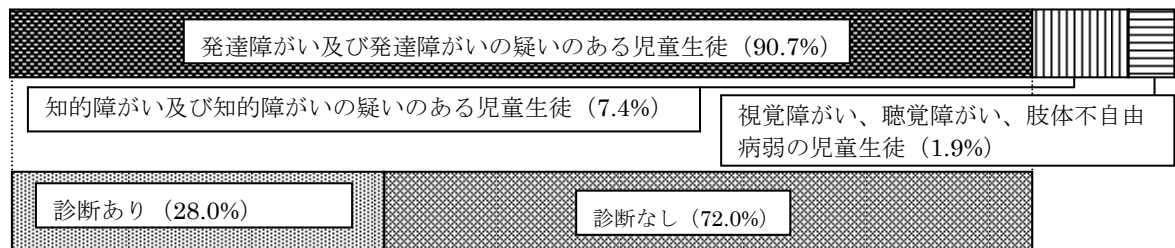


図2 校内委員会で支援を検討している児童生徒の障がい比率



【考察】

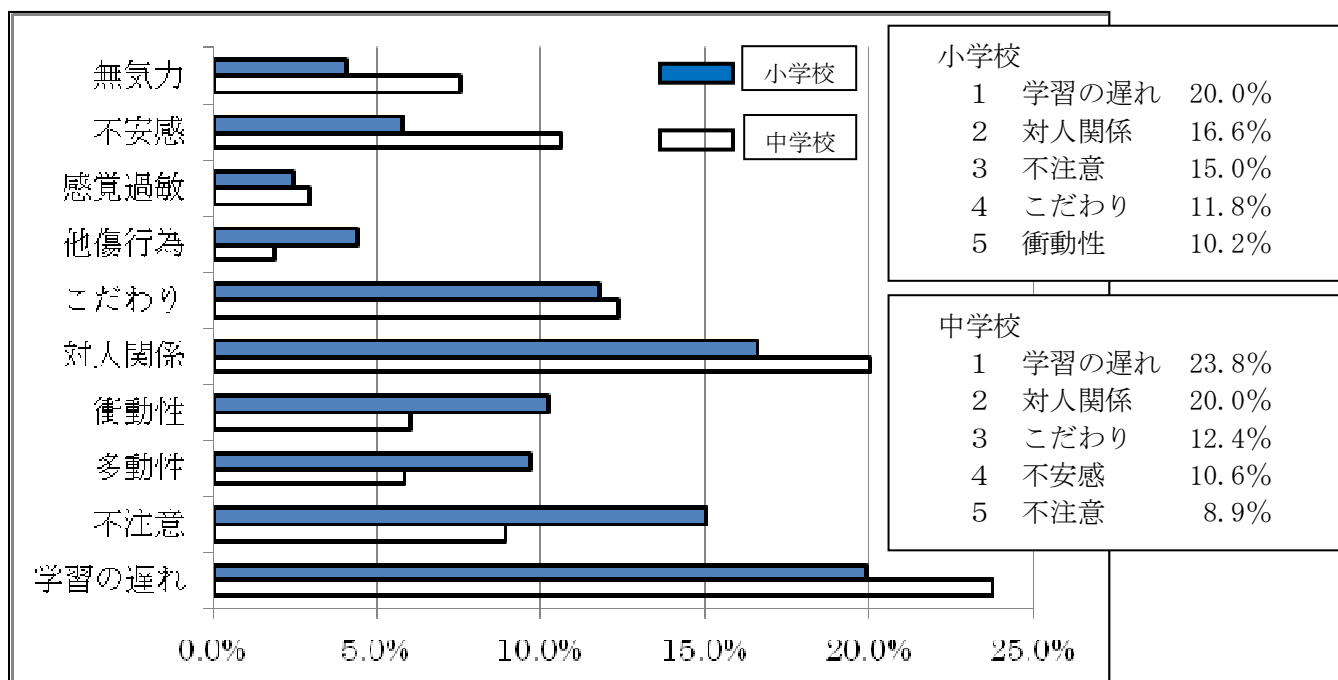
通常の学級に在籍し、校内委員会で支援を検討している児童生徒の割合は全県平均では、5.4%であった。

そのうちの9割は発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒であり、通常の学級では、発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒への対応が課題となっている。校内委員会に名前があがったが、経過観察や学級で対応している児童生徒を含めると、発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒の割合はさらに高くなると考えられる。

発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒のうち約7割の児童生徒は医師の診断を受けていなかったが、学習の遅れや対人関係への対応について、校内委員会での検討を基に、支援にあたっている。

(2) 支援の際に困難を感じていることについて(複数回答)

図3 支援の際に困難を感じていること



【考 察】

学校が支援の際に最も困難を感じていることは、小・中学校とも「学習の遅れ」である。児童生徒の実態に応じた学習方法の工夫等、児童生徒個々のニーズに応じた学習への対応に苦慮している。次に困難を感じているのが「対人関係」である。

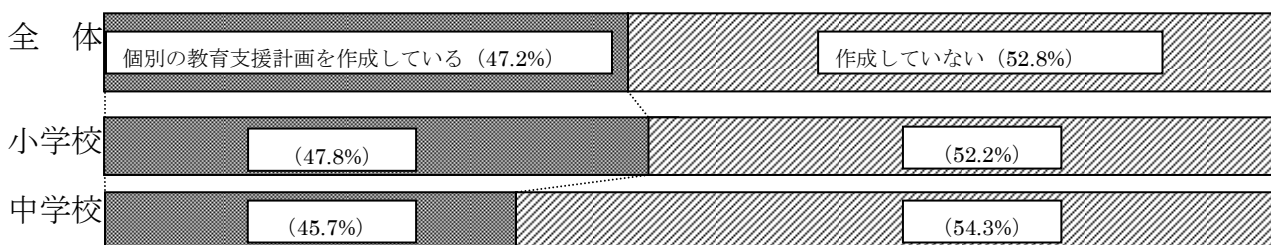
「対人関係」のトラブルが生じる要因として、「衝動性」からくる他者への不適切な関わりや「こだわり」からくる集団への参加の難しさ、「不注意」からくる全体指示の理解不足などがあり、個別の対応が必要な場面が多くなっていることが考えられる。

特定の児童生徒の「学習の遅れ」や「対人関係」が学級全体に影響を及ぼし、学級経営に困難が生じているケースも見られる。また、中学校では、「対人関係」のトラブルや学習の遅れにより、将来の進路、生き方への「不安感」、さらには、自己有用感の低下による「無気力」などへの対応にも困難を感じていた。

2 校内委員会で支援を検討している児童生徒への「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成状況

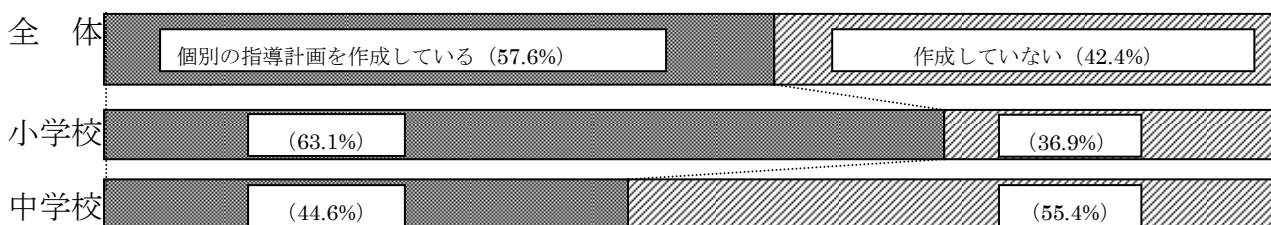
- 個別の教育支援計画を作成している児童生徒 2, 249人 **47.2%**
小学校1, 604人 (47.8%) 中学校645人 (45.7%)

図4-1 個別の教育支援計画の作成状況



- 個別の指導計画を作成している児童生徒 2, 747人 **57.6%**
小学校2, 118人 (63.1%) 中学校629人 (44.6%)

図4-2 個別の指導計画の作成状況



【考 察】

通常の学級に在籍し、校内委員会で支援を検討している児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成率は47.2%であり、「個別の指導計画」の作成率は、57.6%である。個別の教育支援計画は、関係機関との連携のツールとして活用されるものであるが、実際の指導場面での対応が先行し、個別の教育支援計画の作成よりも個別の指導計画を優先して作成している現状となっていると考えられる。個別の指導計画は、支援を行う際の必須のものであるが、通常の学級で作成されているのは、支援を必要としている児童生徒の約半分程度であった。

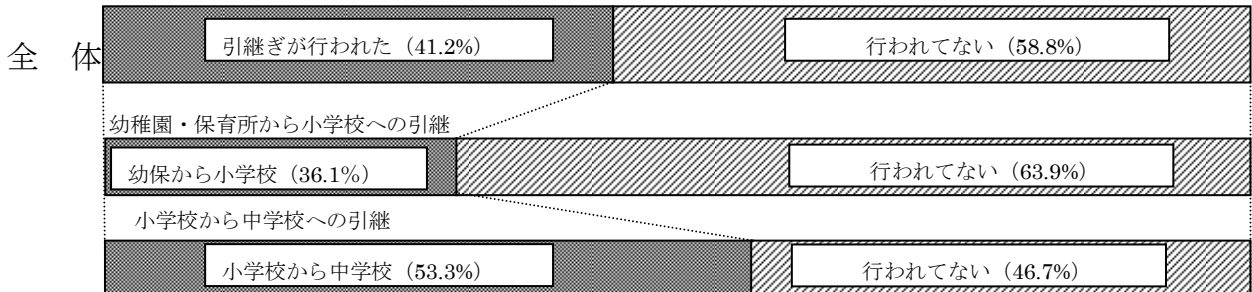
学校が支援の際に困難を感じている「学習の遅れ」「対人関係」等について、適切な支援を検討するために、まずは個別の指導計画を作成し、その項目について吟味する必要がある。

3 早期からの支援体制

(1) 引継ぎの状況

- 何らかの引継ぎが行われた児童生徒 1,965人 **41.2%**
 幼稚園・保育所から小学校への引継ぎ 1,213人 (36.1%)
 小学校から中学校への引継ぎ 752人 (53.3%)

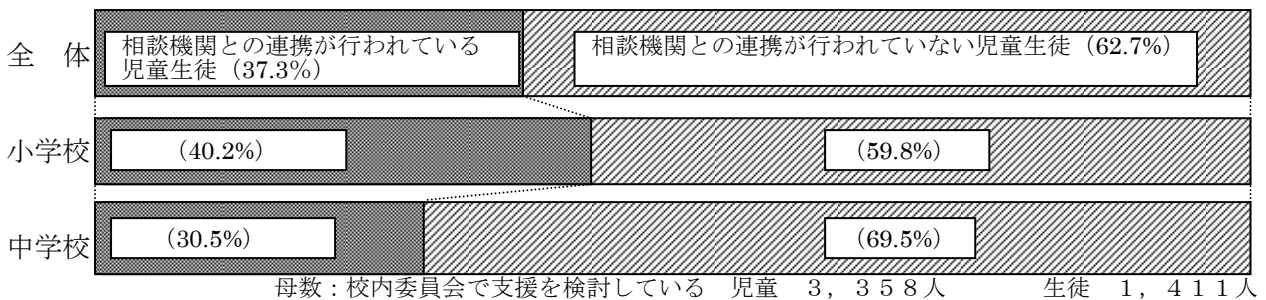
図5 引継ぎ状況



(2) 相談機関との連携

- 相談機関との連携が行われている児童生徒 1,781人 **37.3%**
 小学校 1,351人 (40.2%) 中学校 430人 (30.5%)

図6 相談機関との連携について



【考察】

小学校から中学校への引継ぎは半数程度であるが、幼稚園、保育所等からの引継ぎは、1/3程度である。就学時検診や入学前の情報交換などの引継ぎは行われているが、個別の指導計画、個別の教育支援計画等の文書による引継ぎは十分でない。引継ぎの内容と方法、体制等について検討していく必要がある。

早期からの一貫した支援には、相談機関との連携が重要であるが、小学校40.2%、中学校30.5%となっている。どこに相談して良いのか分からなかったり、医療や福祉からの支援が必要と思われる場合でも、関係者間の合意形成がなかなか図られず、相談機関等につなげるのが難しかったりすることもある。相談機関を活用して、教育相談、カウンセリング、医療機関等につなげることができる体制づくりが必要である。

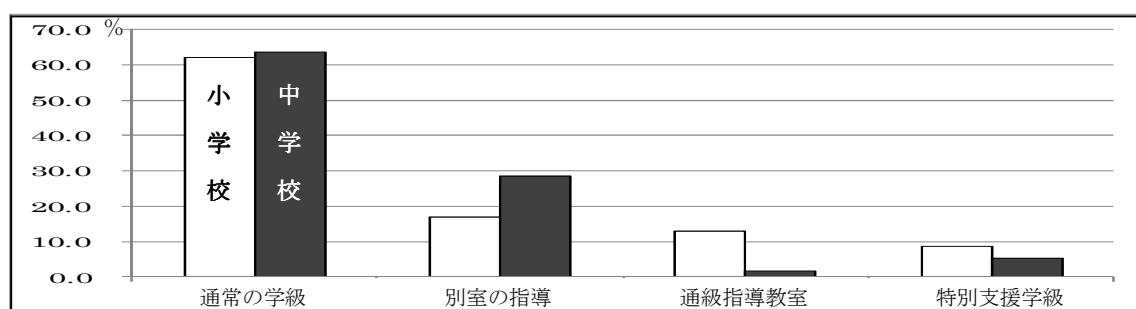
4 校内委員会で支援を検討している児童生徒が必要としている多様な学びの場

(1) 校内委員会として現時点で教育的ニーズに対応するために必要だと考えている学びの場 (複数回答)

	小・中学校	小学校	中学校
通常の学級	62.6% (2,987人)	62.2% (2,088人)	63.7% (899人)
別室での指導	20.4% (973人)	17.0% (570人)	28.6% (403人)
通級指導教室	9.7% (461人)	13.0% (435人)	1.8% (26人)
特別支援学級	7.7% (369人)	8.8% (294人)	5.3% (75人)

図7 校内委員会が考えている児童生徒に必要な学びの場

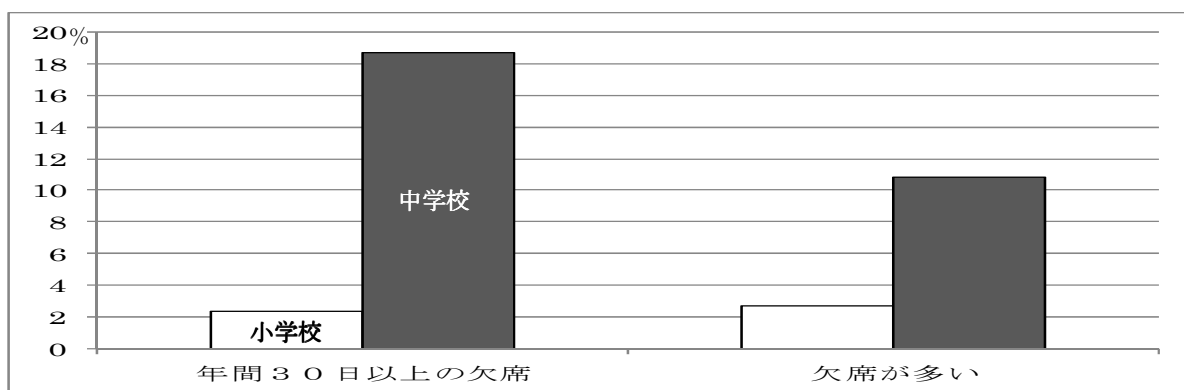
(比率：学校が必要と考える学びの場／校内委員会で支援を検討している児童生徒)



(2) 登校状況

- 年間30日以上欠席した児童生徒 341人 (7.2%)
 - 小学校 77人 (2.3%)
 - 中学校 264人 (18.7%)
- 欠席が多い児童生徒 244人 (5.1%)
 - 小学校 92人 (2.7%)
 - 中学校 152人 (10.8%)

図8 登校状況について (比率：欠席の状況／支援を検討した児童生徒)



【考察】

校内委員会で支援を検討している児童生徒について、学校が必要と考えている学びの場は、約6割が通常の学級である。通常の学級での支援、配慮が重要であることが再確認できる。一方、約3割の児童生徒は「別室での指導」「通級指導教室」等が必要だと回答している。また、中学校で特別な支援をしている生徒の2割が30日以上欠席をしていた。

これらのことから、第一に通常の学級での支援の改善が必要である。そのうえで、児童生徒個々の状況に応じた個別の対応（多様な学びの場の検討）が求められている。

IV 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況に関する調査」に係る学校訪問結果

1 目的

通常の学級に在籍し、校内委員会で支援を検討している児童生徒（以下「支援を検討している児童生徒」への支援状況について、支援が検討されるまでの学校体制等について聞き取ったり、児童生徒への実際の指導の様子を参観したりすることで、調査結果の分析の参考にする。

2 訪問者

特別支援教育室指導主事、教育事務所及び市町教育委員会指導主事

3 訪問期間

平成27年4月27日（月）～平成27年5月15日（金）

4 訪問の観点

- (1) 校内委員会で支援を検討する児童生徒を決めるまでの過程
- (2) 通常の学級に在籍している児童生徒の現状（担任が困っていることの有無）
- (3) 校内支援体制（校内委員会の構成、特別支援教育コーディネーターの役割等）
- (4) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成状況及び引継ぎ状況
- (5) 校内委員会で支援を検討している児童生徒の状況の把握（授業における配慮取り出し指導、支援員の活用等）

5 訪問先

公立小学校6校、公立中学校4校

6 結果の概要

(1) 校内支援体制

- 校内委員会で支援を検討する前に、担任等の気づきや専門家チームの巡回相談によるスクリーニングから把握した、気になる児童生徒について、学年での会議を経て対応を段階的に行った上で、より学校として組織的な対応が必要な児童生徒について、校内委員会で検討する学校があった。一方、気になる児童生徒について、校内委員会で全て検討した上で、学級や学年でそれぞれ具体的な対応について検討する等、児童生徒の状況に応じた支援の検討方法をとる学校があった。
- 特別支援教育コーディネーターを中心としての組織的な校内体制がとられている学校が多かった。

- 通常の学級で行われている授業内容を支援が必要な児童生徒の理解度に合わせて教材を工夫し、特別支援教育支援員などを活用して児童生徒に応じた指導を行っている学校も見られた。
- 集団への参加が難しい児童生徒への対応は、教頭を含め全校体制で行っているが、職員の手が足りない実情が見られた。
- 市町村では、特別支援教育支援員の配置を進めているが、さらに配置を求める声が多かった。

(2) 個別の教育支援計画、個別の指導計画について

- 個別の教育支援計画を作成するよりも、児童生徒への具体的な指導法を検討することが先行し、個別の指導計画を作成している学校が見られた。
- 個別の指導計画の作成率が高い学校では、通常の学級に在籍している児童生徒の個別のファイルを作成している学校が多く、個別の指導・支援について職員の共通理解を図るために活用されていた。また、記録を残すことで継続性のある支援がなされていた。
- 個別の指導計画の作成率の低い学校でも、職員会議で児童生徒への支援の在り方について共通理解を図るなど、学校なりに工夫がなされていた。

(3) 学校から出された支援に関する課題

- 学級に入れず、別室登校（保健室や特別教室など学級以外の場で学習）している児童生徒の学習及び休み時間を含めた支援。
- 学級内での個別の支援や取り出し指導が必要と感じていても、十分には校内体制をとることができない。
- 衝動的に行動する児童生徒について、本人及び周りの児童生徒の安全確保への対応。
- 理解までに時間がかかる児童生徒の学習の積み上げ、他の児童生徒との学習内容の差の広がり。
- 週2～3日の登校や登校できない児童生徒への対応。
- 情緒障がいの子の進学先、特に中学校では、高等学校進学向けての進路指導の難しさ。
- 学習障がい、自閉症スペクトラムの児童生徒への指導方法。
- 本人だけでなく、その家族への支援。
- 支援が必要な児童生徒に医療やカウンセリングを勧めたいが、一部の病院に集中し、受診待ちが長期にわたるといった状況がある。

V 考察のまとめ

1 校内委員会で支援を検討している児童生徒の実態

(1) 通常の学級における在籍状況

- 通常の学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童生徒で、校内委員会で組織的な対応を検討している児童生徒の割合は5.4%程度である。
- 通常の学級に在籍している児童生徒の中には支援が必要でも、学級や学年の中での配慮で、十分に対応できている場合も多くある。
- 校内委員会で検討するまでの過程が学校毎に異なっているが、各学校では、主体的に、校内委員会で支援の必要な児童生徒について検討し把握に努めている。今後もより個々の支援の充実につなげるための有効な校内委員会の体制づくりを、学校の実情に応じて改善、工夫しながら進める必要がある。

(2) 児童生徒の障がい状況

- 学校が支援の難しさを感じていると考えられる約9割が発達障がい及び発達障がいの疑いのある児童生徒であり、発達障がいの児童生徒への支援には、今後も組織的な検討と対応が必要である。
- 通常の学級での学習では、対人関係のトラブルや学習意欲の低下等による学習の積み上げが難しいことから、十分に習熟できないまま学年が進行し、高等学校進学等に向けた大きな課題となっている。
- 校内委員会で支援を検討する時に、「基礎学力をつける支援の在り方」という視点からの検討も必要となる。

(3) 指導・支援の困難状況

- 学校が支援・指導の際に最も困難を感じていることは、小・中学校とも「学習の遅れ」であった。児童生徒個々に応じた学習方法の工夫に学校が苦慮していると考えられる。個別にどの程度の学習の遅れなのか把握し、どのような対応が必要なかを整理して支援していくことが必要である。
- 小・中学校ともに「対人関係」にも困難を感じている。「対人関係」のトラブルが生じる要因として、「衝動性」からくる他者への不適切な関わりや「こだわり」からくる集団参加への参加の難しさ、「不注意」からくる全体指示の理解不足などが考えられ、個別的な対応が必要な場面が多くなっている。
- 対人関係のトラブルにより、学級経営に困難が生じ、学級全体の学習意欲が低下する。そのため学習環境の維持ができず、学習の遅れにつながっていると考えられる。また、中学校では、「対人関係」のトラブルや学習の遅れによる進路、生き方への不安からくる「不安感」や自己有用感の低下による「無気力」などへの対応にも苦慮していると考えられる。
- 「対人関係」のつまづきから生じる様々なトラブルによって、自尊感情、自己肯定感が低くなる児童生徒もいる。特に、LD、ADHD、自閉症の児童生徒への支援については様々な配慮が必要であるが、対応に追われ、疲弊感を感じている学校もある。
- より個に応じた支援を行うために、具体的な手立てを個別の指導計画に記載し、学校全体で情報を共有しながら、チーム支援を行っていくことが大切である。

2 校内委員会で支援を検討している児童生徒への支援状況について

(1) 個別の教育支援計画の作成率

- 個別の教育支援計画の作成率は、校内委員会支援を検討している児童生徒のうち、小学校 47.8%、中学校 45.7%であった。作成されているのは、半分程度であった。
- 個別の教育支援計画を作成するよりも、児童生徒への具体的な指導法を検討することが先行し、まず個別の指導計画を作成して指導にあたっていると考えられる。
- 長期的な目標のもとに一貫した教育支援や引継ぎを行うためにも、関係機関との連携のツールとして個別の教育支援計画の作成、活用を進めていく必要がある。
- 個別の指導計画による支援を行いながら、医療・福祉・労働機関との連携を図っていくために、簡易な形でも個別の教育支援計画を作成していくことが必要である。

(2) 個別の指導計画の作成率

- 校内委員会で支援を検討している児童生徒一人一人についての個別の指導計画の作成率は、小学校で 63.1%、中学校で 44.6%であった。個別の指導計画がなくても、「指導にあたっての配慮事項」等を学年等で共有しながら対応している学校もある。
- 校内委員会で支援を検討している児童生徒について、個に応じた支援の方向性を学校全体で共有し、チームとして支援にあたるためにも、まず個別の指導計画を個々のニーズに応じて簡易的な形でも作成することが大切である。作成した個別の指導計画は、記録としても活用でき、記録を基に支援方法の改善や児童生徒の状況の変化に対応するなどの活用を図ることができるようにしていくことが必要である。

3 早期からの一貫した支援体制について

(1) 前在籍校園からの引継ぎ

- 幼稚園・保育所では、引継ぎが必要な幼児に気づく目を育てること、現行の巡回相談事業や早期支援事業を活用していくことがその一助となると考える。幼稚園・保育所と小学校の連携や支援体制等、幼児を取り巻く環境を含めた引継ぎ、保護者も巻き込んだ引継ぎのあり方の整理も必要となってくる。特に、小学校は、必要な情報を明確にして幼稚園・保育所へ求めていくことが大切である。
- 個別の指導計画等による小学校から中学校への引継ぎは、その必要性が認識され、以前よりは増えてきている。今後、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を進め、より確かな引継ぎ体制を構築することが必要である。

(2) 相談機関との連携

- 引継ぎを促進するためには、早期からの一貫した支援体制を構築することが必要である。そのためには、相談機関との連携が重要であるが、今回の調査では、連携がなされていたのは4割であった。
- どこに相談して良いのか分からないケースやLD、ADHD等で医療機関等との連携が必要な場合に、スムーズに連携できる体制づくりが必要である。
- 医師の診断の有無にかかわらず、支援が必要と学校で判断すれば、学校独自の取組により個別指導等、個々に応じた手立てを行っていることに関しては今後も継続していくことが必要である。

(3) 早期からの一貫した支援体制

- 早期からの適切な支援ができるような体制づくりについては、現在取り組んでいる「早期からの教育相談・支援体制構築モデル事業」の成果を発信し、市町村単位で既存の組織を活用しながら医療、福祉等と連携していく体制づくりを進めていく必要がある。
- 本県が平成22年度から取り組んでいる、『幼保小連携スタートプログラム～「遊び」から「学び」へ 共に育む自主性と思いやり～』を活用し、幼稚園・保育所等及び小学校における子どもの成長と学びが滑らかになるように支援していくことが必要である。

4 校内委員会で支援を検討している児童生徒が必要としている多様な学びの場

(1) 通常の学級における工夫

- 校内委員会で支援を検討している児童生徒の6割は通常の学級で配慮しながらの学習が必要であるとされていた。このことは、通常の学級における支援の充実がさらに必要であることを示している。
- 通常の学級における工夫として、例えば、ユニバーサルデザインによる学習環境の整備を学校全体で取組み、学びの場の形態（個別学習、ペア学習、グループ学習等）の工夫、授業内容や学級経営の見直しなどが有効と考える。児童生徒の不安感を解消し、分かったことへの満足感、成就感、自己肯定感を育てていくことが大切である。
- こうした取組みへの基本姿勢として、県教育委員会が重視している、学級担任・教科担任に必要な力である「担任力」に基づき、支援が必要な児童生徒のみならず、通常の学級で学ぶ全ての児童生徒が確かに学べるための研修等について学校として組織的に取組むことが必要である。

(2) 多様な学習形態の工夫

- 校内委員会で支援を検討している児童生徒の教育的ニーズに対応するために必要だと思われる学びの場として約6割が通常の学級、約3割が「別室での指導」「通級指導教室」等の「取り出しによる指導」と学校はとらえている。しかし、中学校では「特別な扱い」への周囲の目を気にして「取り出しによる指導」を受けたがらない生徒もいる。
- 登校状況では、中学校で約3割の生徒が不登校や欠席が多かった。失敗体験等による意欲や自己肯定感の低下、不安感などが要因となり、「学びにくさ」や「生きにくさ」になっている。
- 児童生徒の個々のニーズに応じて多様な学び方があることを、教職員だけでなく児童生徒、保護者へも理解を図りながら、児童生徒のニーズに応じて適時的かつ柔軟に支援することが大切である。
- 児童生徒個々の学びやすい場として、文部科学省の「フリースクール等検討会議」の動向を見ながら、フリースクール等（フリースクール、適応指導教室、自宅学習など学校外での学習の場）と連携や多様な学習形態について工夫していく必要がある。

VI 今後の施策推進の方向性(★ 重点)

調査を通して、校内委員会で特別な教育的支援を検討している児童生徒の実態や支援状況から、個別の指導計画、個別の教育支援計画作成の必要性、確かな引継ぎにより早期からの支援体制の構築、通常の学級における学びの工夫・改善と多様な学びの場の検討等の課題が明らかになった。

県教育委員会として、全ての子どもにより良い学習環境を保障するために、周りの児童生徒の学習も保障するために、適切な教員配置、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカー、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、言語聴覚士（ST）等の効果的な活用が課題と考えている。なお、引き続き、関係機関と連携しながらその配置について検討・検証する必要があると感じている。

これらのことも勘案しながら、「第2次山形県特別支援教育推進プラン」の施策と同時に「第6次山形県教育振興計画」を進めていくことが必要であると考えている。

【第6次山形県教育振興計画】

基本方針V 「特別なニーズに対応した教育を推進する」

主要施策10 「特別支援教育の充実」

主な取組 「医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援、各学校段階における特別支援教育の充実、社会参加に向けた支援、教員の専門性向上」

主な目標指標 「校内指導体制の整備」

「障がいのある幼児児童生徒に対する個別の指導計画の作成」

（第6次山形県教育振興計画 基本方針と主要施策体系より抜粋）

1 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用

今後の施策の推進については、「第2次山形県特別支援教育推進プラン」を着実に実施していく中で、プランの施策3「個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用と引継ぎ」を推進するために以下の取組を進めていく。

- (1) 校内体制を整え、児童生徒の実態把握や具体的な支援、効果等の評価を行う校内委員会の活性化を図るとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画の作成を推進する。★
- (2) 通常の学級に在籍している児童生徒へ活用できるように、簡易な形での個別の指導計画の作成についての事例及び工夫を学校へ情報提供していく。
- (3) 個別の指導計画等を活用し、指導目標や内容、配慮事項などの共通理解を図り、組織的な指導ができるような体制づくりを進める。

2 早期からの一貫した支援体制のさらなる構築

昨年度から文部科学省の委託を受けて取り組んでいる「早期からの教育相談、支援体制構築事業」のモデル地区での取組の成果を発信しながら早期からの支援体制を構築していく。

- (1) 早期からの支援体制構築事業、幼保小連携スタートプログラム、地域本部事業、コミュニティ・スクール、スクールカウンセラー退職教職員、ボランティア等を活用し、市町村教育委員会を中心とした地域の特性を活かした早期からの支援体制を構築する。★
- (2) 特別支援学校のセンター的機能を有効活用した相談体制の構築を図る。
- (3) 「やまがたサポートファイル」の小・中学校への周知を図り、幼保小・小中連携を進めていく。
- (4) 「早期からの教育相談・支援体制構築事業」による市町村における実践を発信し、市町村における早期からの一貫した支援体制を整備する。
- (5) 各市町村教育委員会が各自治体の福祉・医療との連携や、スクールクラスター（域内の教育資源の組合せ）の効果的な活用を図る。

3 子どもに応じた多様な学びの場の充実

通常の学級に在籍している児童生徒が、学級や学校の中で落ち着いて学習できるように、ユニバーサルデザインを取り入れた授業の工夫、児童生徒の自己肯定感を高める指導・支援の工夫が必要である。

- (1) 通常の学級におけるユニバーサルデザイン等を活用した指導を工夫し、「担任力」の向上を図る。★
- (2) 通級による指導や取り出しによる指導の必要性についての理解啓発、通常の学級での個別の配慮などについて学校体制を整える。★
- (3) 研修会等において、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」の周知を進め、障がいの理解と状態の把握・教育的ニーズ・必要な指導内容・合理的配慮の観点などの理解を深める。
- (4) 個に応じた学びの場としてのLD、ADHD通級指導教室や取り出し指導の実践を検証するとともに、LD、ADHD指導者の専門性を高めていく。
- (5) ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）などの連携により特別支援学校のセンター的機能の強化を図っていく。

おわりに

これまで私たちは、「担任力の育成」「特別支援学級へのさんさんプラン導入」「管理職研修・ミドルリーダー研修における特別支援教育に係わる研修導入」「チーム学校の取組」などを行ってきた。これらを土台に、各学校で一人ひとりの教職員が特別支援教育の理念をさらに深く理解することが大切である。また、今回の調査から、適切な支援を行うために必要な次のことを、一人ひとりの教職員が推進役となり、実践していく必要がある。

- ①個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用
- ②早期からの一貫した支援
- ③通常の学級における支援の工夫
- ④子どもに応じた多様な学びの場の確保

今後も、第6次山形県教育振興計画の中間期である5年後をめどに「支援状況」に関する評価、見直し、改善を行うために再調査を行い、全ての児童生徒に必要な支援が行き届くようにしていきたい。

主な語句説明

	語句	説明
1	校内委員会	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に設置された特別支援教育に関する支援を推進していく校内組織のこと。 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者。（校長が判断） 平成19年文科省通知「特別支援教育の推進について（通知）」で、「特別支援教育に関する校内委員会の設置」があげられたことによる。毎年、特別支援教育体制整備に係る文科省による調査があり、本県は100%設置済み。
2	特別支援教育コーディネーター	<p><主な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡調整、保護者からの相談窓口などを行っている。 平成19年文科省通知で、『各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること』とされた。 各校の校長が、明確に校務分掌の一つとして位置づけており、本県は100%指名されている。 (複数指名校の割合は、小学校 53.5% 中学校 35.6%)
3	個別の教育支援計画 個別の指導計画	<p><個別の教育支援計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の連携のツールとして、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組をまとめたもの。 <p><個別の指導計画></p> <ul style="list-style-type: none"> 在籍している学校で作成する個々の学習の基となる計画。個々の学習目標、支援の手立て、評価が記載されている。 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、特別支援学校では、作成しなければならないが、小・中学校等では必要に応じて作成している。

4	チーム支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の困難状況について、担任のみが対応するのではなく、複数で役割分担しながら対応していく支援の一形態。 ・例えば、児童生徒への対応は担任、保護者との連携は学年主任、医療機関との連携は養護教諭、支援の調整は特別支援教育コーディネーターなど役割分担を行うが、チームとして情報共有を行いながら支援すること。
5	通級指導	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場(通級指導教室)で行う指導形態。「特別な指導」というのは、特別支援学校学習指導要領に示されている「自立活動」の内容や、個々の障がいのために遅れたり不得意となっていたりする教科の補充指導等。 <p><対象とする障がい(本県)> 言語障がい(小学校)、難聴(特別支援学校) 学習障がい、注意欠陥多動性障がい(LD、ADHD)</p>
6	取り出し指導	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育や日本語指導における学習形態のひとつ。 ・本来は、集団での学習が中心だが、特定の内容、児童生徒には学習上必要なスキルを学習するために、集団から取り出して個々に応じた学習をすること。
7	発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省では、平成19年に発達障がい者支援法と同じ標記とした。 ・「発達障がい」とは、「LD、ADHD、高機能自閉症等」を示す。 <p>・本調査では、LD、ADHD、アスペルガー症候群、高機能自閉症(文科省の定義)を使用している。</p> <p><補足></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在「自閉症スペクトラム」が広汎性発達障がいを表す言葉として使用されている。
8	スクール クラスター	<ul style="list-style-type: none"> ・支援地域(障がい保健福祉圏域、教育事務所管内)の教育資源(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級通級指導教室)の組合せにより、域内の全ての子ども一人ひとりの教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築をめざす仕組み。

【資料2】

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援状況に関する調査」実施要項

義務教育課特別支援教育室

1. 調査の目的

平成25年2月に、本県では文部科学省と同様の方法で、「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を6年ぶりに実施した。

その結果、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、本県の前回調査(6年前)結果の6.2%より高い傾向にあることが分かった。しかし、個々の抽出校の結果については大きな差異が見られ、全県の実況を正確に把握することは難しいという課題が残った。

本調査では、県内の全小中学校を対象とし、各校の校内委員会で組織的に検討されている児童生徒を調査することとした。

校内委員会で組織的に検討されている児童生徒に、どのような支援が具体的に行われているのかを把握し、今後の特別支援教育の推進・充実のための基礎資料とする。

2. 調査の方法

(1) 調査対象

- ① 県内の市町村立小・中学校全校を対象とする。
- ② 11月1日現在、各学校で通常の学級に在籍している児童生徒のうち、校内委員会で具体的な教育的支援を検討した児童生徒(経過観察は除く)。

(2) 調査内容

対象児童生徒について、調査票配付時点の支援方法等17項目についてチェックする。

- (3) 調査時期 平成26年11月～平成27年1月

(4) 報告の仕方、期日等

平成27年1月30日(金)までに、市町村教育委員会、教育事務所等取りまとめ、取りまとめ票及び学校回答票を義務教育課長あてに送付する。

(5) その他

- ① 調査結果をより客観的にするため、複数による点検を実施するなど配慮すること。
- ② 集計作業は市町村教育委員会、教育事務所の協力を得て行い、分析は特別支援教育室で行う。

3 記入上の注意

※ 該当欄に「1」を記入し、該当しない部分は空白

1 校内委員会で特別な教育的支援を検討している児童生徒記号

- ・ 各学校で通常の学級に在籍している児童生徒のうち、今年度、校内委員会で具体的な教育的支援を検討した児童生徒(経過観察は除く)。
- ・ スクリーニングにより抽出された、特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒の場合、校内委員会で検討されなかった児童生徒、経過観察の児童生徒は除く。
- ・ 個人名は標記せず、<学校名>一番号で記入する。

2 学年

- ・ 在籍学年欄に「1」を記入する。

3 性別

- ・ 男女欄に「1」を記入する。

4 知的障がい

- ・ 発達検査や医療機関の診断により「知的障がい」があると判断されている、または、下学年対応(概ね2学年以上)の学習をしているなど学習内容から知的障がいの可能性が低いと思われる場合は「1」を記入する。

5 視覚障がい等

- ・ 視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱等に対する特別な教育的支援を行っている場合は「1」を記入する。

6 発達障がい(複数回答可)

- ・ 医師からLD、ADHD等の診断を受けている場合は、「診断有」に「1」を記入し、診断名の該当欄に「1」を記入する。
- ・ 医師の診断が無い場合は「診断有」を空欄にし、校内委員会でLD、ADHD等の可能性があると考えている場合には該当欄に「1」を記入する。医師の診断はないが、専門家チームによる判断を受けている場合も同様とする。

【「診断名」のその他の欄】

医師からLD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群以外の診断を受けている場合は「1」を記入する。

【「診断は無いが可能性がある」のその他の欄】

LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群の判断は難しいが、何らかの発達障がいの疑いを学校が感じている場合は「1」を記入する。

7 支援の際に困難を感じていること。(複数回答可)

- ・ 児童生徒を支援するにあたって、特に困難を感じていることについて「1」を記入する。
- ・ 各項目については、以下の様子を参考に、該当するものに「1」を記入する。

「学習の遅れ」

- ・ 全般的な学業不振
- ・ 国語、算数・数学など一部の学習の遅れ

「不注意」

- ・ 学校での勉強で、細かいところまで注意を払わなかったり、不注意な間違いをした
- ・ りする。
- ・ 課題や遊びの中で注意を集中し続けることが難しい。
- ・ 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる。
- ・ 指示に従えず、また仕事を最後までやり遂げない。
- ・ 学習などの課題や活動を順序立てて行うことが難しい。
- ・ 気持を集中させて努力し続けなければならない課題を避ける。
- ・ 学習などの課題や活動に必要な物をなくしてしまう。
- ・ 気が散りやすい。
- ・ 日々の活動で忘れっぽい。

「多動性」

- ・ 手足をそわそわ動かしたり、着席していても、もじもじしたりする。
- ・ 授業中や座っているべき時に席を離れてしまう
- ・ きちんとしていないなければならない時に、過度に走り回ったりより登ったりする。
- ・ 遊びや余暇活動におどおど参加することが難しい。
- ・ じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する。
- ・ 過度にしゃべる。

「衝動性」

- ・ 質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう。
- ・ 順番を待つのが難しい。
- ・ 他の人がしていることをさげざしたり、じやましたりする。

「対人関係」

- ・ 同年齢の仲間関係をつくるのが困難である。
- ・ 友達やゲームをする時、仲間と協力してプレーすることが考えられない。
- ・ 球技やゲームをする時、仲間と協力してプレーすることが考えられない。
- ・ 周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言ってしまう。

「こだわり」

- ・ 特定の習慣や手順にかたくなにこだわる。
- ・ 限定された興味だけに熱中する。
- ・ 特定の行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなるこ
- ・ とがある。
- ・ 自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。

「他傷行為」

- ・ 突然友達や教師に暴力をふるう。
- ・ 物をなげつけるなど、友達や教師に危害が及ぶ行為をする。
- ・ 相手を傷つけるような言葉を言う。

「感覚過敏」

- ・ 特定の人の声や教室内の雑音に極端な恐怖を示す。
- ・ 人に触られることを嫌う。

「不安感」

- ・ 表情や行動から、本人が不安を持っていると推察され、その不安感の高さから学級
- ・ 参加が難しくなったり、体調を崩したりしている。

「無気力」

- ・ ひきこもり、投げやり、自己肯定感の極端な低下など

8 登校状況

- ・ 「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは登校したくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの」
- ・ 「欠席が多い」とは30日以内だが病气や経済的な理由以外で欠席がちな場合に「1」を記入する。

9 通級指導教室

- ・ 現在、LD、ADHD通級指導教室で指導を受けている場合は「LD、ADHD通級」
- ・ 言語障がい通級指導教室で指導を受けている場合は、「言語通級」の該当欄に「1」を記入する。

10 個別の配慮・支援(複数回答可)

- ・ 授業時間内、授業時間外で行っている個別の配慮・支援について行っている場合には該当欄に「1」を記入する。

【授業時間内・教室内】

- ・ 授業時間内に教室内の座席位置、コミュニケーション、習熟度別学習、個別の課題の工夫等の配慮・支援を行っている。

【授業時間内・教室外】

- ・ 授業時間内に、別室で個別の指導を行っている。(通級による指導を除く)

【授業時間外】

- ・ 放課後に本人の話を聞いたり、補習授業、宿題の工夫等の配慮・支援を行っている。

11 個別の配慮・支援にあたっている者(複数回答可)

- ・ 個別の配慮・支援にあたっている者の該当欄に「1」を記入する。
- ・ 該当の児童生徒に対して、常時・随時にかかわらず、何らかの配慮・支援を行っている者とする。
- ・ 教科担任とは、担当する教科の授業中に学級担任をしている児童生徒以外に配慮支援を行っている者とする。(学級担任かつ教科担任である場合は、学級担任に「1」を記入し、教科担任には記入しない。)
- ・ 特別支援教育コーディネーターの支援状況については、別調査で調査済みなので、ここでは、特別支援教育コーディネーターについては欄から省いている。
- ・ ボランティアは授業時間中のボランティアで、学童保育におけるボランティアは含まない。

12 就学・進学・転学時の前在籍校園からの引継ぎ

- ・ 入学時に前在籍校園から何らかの引継ぎを受けている場合は「1」を記入する。
- 【小学校】
 - ・ 小学校においては、幼稚園・保育所又は教育委員会から個別の教育支援計画等の引継ぎ(就学届に関する情報提供)がなされている場合には「1」を記入。
 - ・ 高学年等で入学時の引継ぎの有無について確認できない場合は空欄。
- 【中学校】
 - ・ 中学校においては、個別の教育支援計画、個別の指導計画の引き継ぎがなされている場合は「1」を記入する。

13 個別の教育支援計画の作成

- ・「個別の教育支援計画」とは、障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の観点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成され、特別な教育のニーズの内容、適切な教育的支援の目標と内容、その他の支援を行う機関等が記載されている計画。作成している場合は「1」を記入する。

14 個別の指導計画の作成

- ・「個別の指導計画」とは、指導を行うためのきめ細かい計画で、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成されている計画。作成している場合は「1」を記入する。

15 相談機関との連携

- ・これまでに巡回相談や特別支援学校教育相談、医療機関、総合療育訓練センター、大学等の教育相談、医師、大学教員等からの助言を受けている等の場合は「1」を記入する。現在継続しているかは問わない。

16 児童生徒の現状から、学校として現時点で教育的ニーズに対応するために必要だと思う学びの場

- ・就学後も、児童生徒の適応状態や障がい状況の変化、地域の教育の体制整備の状況を把握し、児童生徒の現在の教育的ニーズに対応することが重要である。(平成26年教育支援の手引 山形県教育委員会 P5参照)
- ・このような観点から、現在、通常の学級に在籍しているが、現時点で学校として児童生徒の教育的ニーズに対応するために必要だと思われる学びの場に「1」を記入する。
- ・「別室での指導」は、通級指導教室での学習ではなく、必要に応じて別室での個別学習が必要と思われる場合。
- ・「通級指導教室」は現在学校に設置されていないが、児童生徒にとって必要と考ええる場合を含む。

※「通級指導教室」「特別支援学級」は、特別な教育課程を編成して指導することが必要となる。

17 特別な教育的支援にあたる支援員、ボランティアについて

【支援員、ボランティア数】

- ・特別な教育的支援にあたる支援員、ボランティア(学生ボランティア、一般ボランティア)数を記入。ボランティアは、週1日以上支援にあたるボランティア人数を記入。学童保育におけるボランティアは含まない。

【配置時間】

- ・週あたりの平均時間を記入。
 - 例) 支援員が2名。1名が週30時間、1名が週15時間の場合は、2名の合計45時間を2で割り、22.5時間/週と記入。
 - 例) ボランティア2名。1名が週4時間、1名が週3時間の場合は、2名の合計7時間を2で割り、3.5時間/週と記入。

